

令和6年度亀岡地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

亀岡市は、東に京都市、南に大阪府北部都市と隣接し、西は兵庫県に近接するなど、交通・流通等の利便性に優れた場所に位置し、市域のほぼ中央を桂川が流下する市域約22,480haの広大な盆地であり、市域の約70%を占める山林が平坦な農地を囲んでいる。

約2,400haの農用地は、平坦部から山間部までの各所に存在し、都市部、平坦部、山間部と多様な地域特性を有し、府下有数の広大な農地を有することから「京都の穀倉地帯」として高い農業生産力を誇ってきた。

水田農業地域である本市の米の生産量は、京都府全体の約10分の1を占めているが、水田農業の生産性向上を進める必須要件としてのほ場整備事業は、整備率約55.8%（令和3年度）に留まっており、整備面積拡大が急がれている。

本地域は、稲作農家が圧倒的多数を占めているが、一方で都市近郊の立地を活かした生鮮野菜の生産や花き園芸、また、亀岡牛に代表される肥育牛や酪農等の集約的農業部門において、経営の充実や規模拡大が進められてきた。

農家1戸あたりの平均耕作面積が約60aと小規模であるのと同時に、兼業化の進展により、担い手不足や高齢化による労働力不足なども顕著であり、水田農業の経営は厳しい状況にある。

これまでの転作の取り組みをきっかけとして、市内の18町と118集落のすべてで営農組合や農家組合が結成されており、麦を中心とする土地利用型作物の集団作付や機械の共同利用化が進められてきた。これを契機として、一部地域では、米を含む集落営農や地域営農へと発展しているが、さらなる低コスト生産、省力化への要請も高まっている。また、地域農業の担い手確保も求められているが、農家の減少・高齢化が進んでおり、耕作放棄地が増加している。一部地域では、耕作放棄地の抑止、または再生、活用を目的とした新たな組織が立ち上げられており、主に生産される土地利用型作物への交付金をより多くの組織が享受できるよう配慮し、経営所得の安定化を支援する必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

亀岡市では、令和5年2月12日に「オーガニックビレッジ」宣言を行い、高付加価値の有機農産物の生産・流通・消費の拡大を図ることで、農業従事者及び関係者の収益向上を目的とした亀岡市有機農業推進実施計画を策定している。給食食材への有機作物供給から、需要のある重点品目を選定しブランド化、生産・供給体制を整え、6次化を含む商品化と流通による域外の消費への展開も計画しており、生産者確保のため、新規就農者の育成に加え、既存の農家の有機農業への転換支援を計画している。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

各農家が個別に営農を行っている傾向が強く残っており、経営規模の拡大や、新たな販路開拓が困難なことが課題であるため、集落営農育成強化事業による助成を行い、営農組織の体制強化を図っている。また、営農従事者の高齢化に伴い、圃場を営農組織に委託する例が見受けられ、今後、営農の集団化が進むことが予見される。今後も水田の利用状況の確認を行うなかで、集団化した営農計画においては、連作障害のリスクを回避するため、ブロックローテーションを取り入れる可能性が高いが、令和9年度以降、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地については、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となることから、各農業者に対し、より一層畑地化の制度の周知を図るとともに、畑作物の作付が定着し、今後水稻の作付や湛水管理を行う見込みのない農地については、畑地化の制度活用を支援していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

亀岡市の水稻生産力は高く、単位面積あたりの収量は、平均約546kg/10aと近畿地方の上位にある。

この生産力を生かしつつ、『売れる米づくり』を推進するため、需要に応じた品種の作付けや品質の更なる向上を図るとともに、有機栽培米については、給食への導入率を令和9年までに市立保育園・こども園に75%、市立小学校には50%とすることを目標とし、安全・安心な米づくりに取り組む。酒造好適米『祝』については、酒造業者との連携を強化し適地適作を基本に取り組む。

(2) 備蓄米

特に取組なし。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

産地交付金を活用しつつ、地元需要者との結びつきを強化し、生産拡大を図る。

イ 米粉用米

過去生産実績があり、産地交付金による再生産を支援する。

ウ 新市場開拓用米

新たな需要として認識しており、今後検討予定。

エ WCS 用稲

産地交付金を活用しつつ、地元需要者との結びつきを強化し、大型機械の共同利用による生産コストの低減、省力化に取り組み、生産拡大を図る。

オ 加工用米

産地交付金を活用しつつ、地元需要者との結びつきを強化し、生産拡大を図る。また、掛米についても祝と合わせて振興を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

主たる土地利用型作物として、ビール会社との契約栽培による二条大麦が作付けされ、ほとんどが集団栽培である。

しかし、ブロックローテーションとの関係もあり、徹底した排水対策を講じ、安定した収量確保と、品質向上が課題である。

実需者ニーズに対応した栽培管理、栽培技術の確立、収量の安定化を図るとともに、ビール会社との契約栽培のもと、安定供給に努める。

また、集団作付けを基本とすることから、団地化を推進するとともに、栽培技術の高位平準化、均一化を図り、省力化、低コスト化を進める。

大豆は、麦と並ぶ土地利用型作物として、集団栽培を基本に作付けされているが、栽培技術の改善による高収量化が課題である。麦と同様、実需者の求める高品質で安全・安心な大豆の生産量の確保、高品質生産につなげられる均一的な栽培管理技術の向上並びに省力化、低コスト化を進める。

(5) そば、なたね

6次産業の取組を推進し、地域の需要者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

(6) 地力増進作物

ほ場整備等によって、減衰した地力を補うことを目的とした作付を支援する。

(7) 高収益作物

京野菜のブランド認証7品目（賀茂なす・みず菜・紫ずきん・聖護院かぶ・聖護院だいこん・えびいも・京夏ずきん）については、生産部会活動を中心に栽培技術の向上、市場動向調査及び販売促進活動等により、消費者のニーズを的確にとらえ、京都こだわり生産認証事業に基づく栽培履歴の記帳、栽培方法の均一化に努め、生産量の確保、拡大を進める。

また、都市近郊立地条件を生かした『生産者の顔の見える野菜生産』を基本に、多様な担い手による旬の野菜の提供による地産地消を推進し、地域の直売所向けに多品目少量生産の園芸品目についても、環境にやさしい農業生産技術を導入し、一層の生産振興を図る。

小豆は、需要に見合った生産量の確保に向け、本市の特産品に位置付ける。種子更新、栽培履歴の記帳の徹底、安定出荷できる機械化体系の確立及び主体的な担い手の育成を図り、生産振興並びに生産拡大を図る。

(8) 畑地化

畑作物の作付が定着している農地について、今後水稻の作付を行わず、畑地化を行いたいとの意向を示された場合は、畑地化の制度活用を支援していく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1300.2	0	1280	0	1250	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	20.5	0	22	0	25	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	8.9	0	9.5	0	12	0
加工用米	22.4	0	27.5	0	30	0
麦	101.9	4.4	110	5	120	5
大豆	8.9	1.7	9	1	11	1
飼料作物	1.1	0.6	1.5	0	2	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	5.6	3.4	5	4	6	5
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0.2	0	1	0	10	0
高収益作物	268.5	83.9	276.6	86.5	288.4	95
・野菜	176.5	9.4	178.6	10	185	15
・花き・花木	6	0	8	0	8	0
・果樹	0	0	0	0	0.4	0
・その他の高収益作物	86	74.5	90	76.5	95	80
その他	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	1.4	0	5	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	麦、大豆、小豆、そば 【基幹】	集落営農組織等による 地域戦略作物助成	団地栽培面積拡大	（令和５年度） 小麦 16.3ha 二条 80.9ha 大豆 2.2ha 小豆 7.5ha そば 1.6ha	（令和８年度） 小麦 18.5ha 二条 82.4ha 大豆 3.5ha 小豆 8.0ha そば 1.6ha
			取組戸数の増加	（令和５年度） 17組織	（令和８年度） 20組織
2	麦、大豆、小豆、そば 【二毛作】	集落営農組織等による 地域戦略作物助成	団地栽培面積拡大	（令和５年度） 小麦 0.0ha 二条 4.3ha 大豆 1.2ha 小豆 73.7ha そば 3.4ha	（令和８年度） 小麦 0.0ha 二条 4.0ha 大豆 3.6ha 小豆 77.0ha そば 3.4ha
			取組戸数の増加	（令和５年度） 9組織	（令和８年度） 12組織
3	飼料用米、WCS用稲 【基幹】	生産性向上助成	作付拡大	（令和５年度） 飼料用米 14.3ha WCS 4.3ha	（令和８年度） 飼料用米 16.0ha WCS 6.0ha
4	小豆 【基幹】	地域戦略作物助成	作付拡大	（令和５年度） 11.5ha	（令和８年度） 13.0ha
5	小豆 【二毛作】	地域戦略作物助成	作付拡大	（令和５年度） 74.5ha	（令和８年度） 80.0ha
6	ブランド野菜 【基幹】	地域振興作物助成	作付拡大	（令和５年度） 31.6ha	（令和８年度） 38.0ha
7	ブランド野菜 【二毛作】	地域振興作物助成	作付拡大	（令和５年度） 8.0ha	（令和８年度） 9.5ha
8	野菜、花き 【基幹】	地域振興作物助成	作付拡大	（令和５年度） 野菜 135.5ha 花き 6.0ha	（令和８年度） 野菜 140.0ha 花き 7.5ha
9	野菜、花き 【二毛作】	地域振興作物助成	作付拡大	（令和５年度） 野菜 1.5ha 花き 0.0ha	（令和８年度） 野菜 1.8ha 花き 0.0ha
10	新植くり 【基幹】	地域振興作物助成	作付拡大	（令和５年度） 0.0ha	（令和８年度） 0.4ha
11	野菜（ブランド野菜含む）、花き 【基幹】	高収益作物作付加算	作付拡大	（令和５年度） 125.2ha	（令和８年度） 132.5ha
12	野菜（ブランド野菜含む）、花き 【二毛作】	高収益作物作付加算	作付拡大	（令和５年度） 8.4ha	（令和８年度） 9.5ha
13	地力増進作物 【基幹】	地力増進作物推進助成	作付拡大	（令和５年度） 0.2ha	（令和８年度） 3.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:京都府

協議会名:亀岡地域農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	集落営農組織等による地域戦略作物助成	1	10,000	麦、大豆、小豆、そば	3戸以上の農業者で構成される団体等による作付け面積に応じて支援
2	集落営農組織等による地域戦略作物助成(二毛作)	2	10,000	麦、大豆、小豆、そば	3戸以上の農業者で構成される団体等による作付け面積に応じて支援
3	生産性向上助成	1	10,000	飼料用米、WCS用稲	堆肥による土づくり面積に応じて支援
4	地域戦略作物助成	1	21,000	小豆	作付面積に応じて支援
5	地域戦略作物助成(二毛作)	2	15,000	小豆	作付面積に応じて支援
6	地域振興作物助成	1	18,000	ブランド野菜(みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん、紫ずきん)	作付面積に応じて支援
7	地域振興作物助成(二毛作)	2	12,000	ブランド野菜(みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん、紫ずきん)	作付面積に応じて支援
8	地域振興作物助成	1	12,000	販売用野菜、花き	作付面積に応じて支援
9	地域振興作物助成(二毛作)	2	1,000	販売用野菜、花き	作付面積に応じて支援
10	地域振興作物助成	1	5,000	新植くり	新植苗4本につき1aを対象
11	高収益作物作付加算	1	10,000	野菜(ブランド含)、花き	対象作物二毛作とあわせ合計50aを超える場合作付面積に応じて加算
12	高収益作物作付加算	2	5,000	野菜(ブランド含)、花き	対象作物基幹とあわせ合計50aを超える場合作付面積に応じて加算
13	地力増進作物推進助成	1	4,000	地力増進作物	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。